総務常任委員会会議録

１．招集年月日	令和８年３月１２日（木）　　開会　午前１１時０８分 閉会　午前１１時４５分
２．場　　所	本館３階　第１委員会室
３．出席委員	◎東郷克己、○石川恵美 工藤義明、永島知香、山岡卓治、山本 剛　以上６人 オブザーバー　津村俊二議長
４．欠席委員	なし
５．説　明　員	別紙のとおり
６．事務局職員	辻 昭典局長、行俊 勉次長、赤坂悦男書記
７．付議事件	令和８年　第２回野洲市議会定例会付託議案について（８件） (1) 議第 19 号　野洲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (2) 議第 23 号　野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (3) 議第 24 号　野洲市職員等の旅費に関する条例及び野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例 (4) 議第 26 号　野洲市中主Ｂ＆Ｇ海洋センター条例の一部を改正する条例 (5) 議第 32 号　野洲市消防団等公務災害補償条例の一部を改正する条例 (6) 議第 35 号　事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業） (7) 議第 36 号　第２次野洲市総合計画後期基本計画の策定について (8) 議第 37 号　第５次野洲市人権施策基本計画の策定について
８．協議事項	なし
９．審査内容	別紙のとおり

野洲市議会委員会条例第２９条の規定により、記名、押印する。

令和８年３月３１日

総務常任委員会
委員長　東郷　克己　　印

総務常任委員会（出席説明員）

（令和８年３月１２日）

役　職　名	氏　　名
政策調整部長	井狩　昭彦
政策調整部次長	松井　健作
総合調整課長	岡田　憲人
総務部長	川尻　康治
総務部次長	井狩　勝
人事課長	玉川　俊之
人権施策推進課	澤本　奈見子
市民部長	西村　拓巳
市民部次長	磯口　みのり
市民部次長（文化スポーツ担当）	吉川　一仁
自治防災課長	江口　智紀
総合体育館長（中主B&G海洋センター所長）	中川　靖

～～～

限的任期付職員、４つ目に、第４条で短時間勤務職員の区分で採用するものでございます。また、第５条及び第６条では、特定任期付職員と一般任期付職員の任期は５年以内、また、時限的任期付職員と任期付短時間勤務職員の任期は３年以内と任期を定めております。第７条のほうにつきましては、特定任期付職員の給料を定めたものでございます。

施行日につきましては、令和８年４月１日でございます。

以上、第１９号の説明とさせていただきます。

○委員長（東郷克己）　では、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第１９号について、委員間の討議を行います。

討議はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　討議はないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第１９号野洲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例は、本委員会として原案のとおり採決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（東郷克己）　挙手全員であります。よって、議第１９号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第２３号野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議第２３号について、関係部の説明を求めます。

どうぞ。

○総務部次長（井狩　勝）　総務部、井狩でございます。

それでは、議第２３号野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書につきましては、４４ページから４６ページでございます。

本議案につきましては、行政委員会委員の報酬の額について、県内各市と比較して低い水準となっていたことから、野洲市特別職報酬等審議会における答申を踏まえまして、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、別表の改正となりまして、選挙管理委員会委員の報酬の額を、委員長につきましては月額９，０００円を２万７，０００円に、委員につきましては、月額８，５００円を２万１，０００円に、また、農業委員会委員の報酬の額につきましては、会長については月額３万８，０００円を４万１，０００円、副会長につきましては、月額３万円を３万３，０００円、委員につきましては、月額２万６，０００円を２万８，０００円、また、教育委員会委員の報酬の額につきましては、月額２万６，０００円を４万１，０００円に、それと、あと固定資産評価審査委員会委員及び公平委員会委員の報酬の額につきましては、日額５，０００円を６，０００円に、監査委員の報酬の額につきましては、識見委員について、月額６万円を８万円に改正するものでございます。

施行日につきましては、令和８年４月１日でございます。

以上、議第２３号の説明とさせていただきます。

○委員長（東郷克己）　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

工藤委員。

○委員（工藤義明）　ページ４５ページで質問させていただきます。

固定資産評価審査委員会と、それから公平委員会委員、こちらのほうは日額ということになっていますが、日額としては、金額は私は決して高いものでないということを受けるんですが、これだけの金額ということは、時間的には非常に短い時間で対応をされているということから、こういう金額の設定になるんでしょうか。

○委員長（東郷克己）　どうぞ。

○人事課長（玉川俊之）　人事課、玉川でございます。

今ご質問いただきました固定資産評価審査委員会と公平委員会、おっしゃるように、案件があった場合に開催されるというものでございまして、あと、報酬額につきましては、

県内の他市の報酬、そして近隣の市の報酬、そこを参考にさせていただいて設定させていただいておりますので、そこの辺りの報酬額とは大きなそごはないというような状況で今、設定をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（東郷克己）　よろしいか。

○委員（工藤義明）　ありがとうございました。

○委員長（東郷克己）　他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　では、議第２３号について委員として質問したいので、暫時副委員長に職務を代わります。

○副委員長（石川恵美）　それでは、暫時委員長の職を代わります。

質問はございませんか。

東郷委員、どうぞ。

○委員（東郷克己）　では、質問をさせていただきます。

改定自体についてはよいと考えているのですけれども、具体で申し上げますと、選挙管理委員と教育委員会委員の報酬の引上げ幅が非常に大きい。すごく、何ていいますか、一気に上がっている感があります。逆に従前の金額が低過ぎたのかななどと推察はしておりますが、その要因等をちょっと教えていただければと思います。

○副委員長（石川恵美）　どうぞ。

○人事課長（玉川俊之）　人事課、玉川でございます。

今ご指摘をいただきました選挙管理委員会の委員、そして教育委員会の委員の件ですけれども、当初の設定に関しましては、すいません、ちょっとどういう形で設定されておったかどうかというのは把握はしておらないんですけれども、ここまで引き上がっている理由といたしましては、先ほどもお答えをしておりますけれども、県内の他市の報酬額、そして近隣の市の報酬額、そことの整合性というところで設定をいたしているところでございます。

以上でございます。

○副委員長（石川恵美）　他に質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

○副委員長（石川恵美）　ないようですので、委員長と交代いたします。

○委員長（東郷克己）　では、委員長交代いたしました。

他にご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第２３号について委員間の討議を行います。

討議はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第２３号野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（東郷克己）　ありがとうございます。挙手全員であります。よって、議第２３号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第２４号野洲市職員等の旅費に関する条例及び野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議第２４号について、関係部の説明を求めます。

お願いします。

○総務部次長（井狩　勝）　それでは、議第２４号野洲市職員等の旅費に関する条例及び野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書につきましては、４７ページから５５ページでございます。

本議案につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の改正が令和７年４月１日に

施行されたことを受けまして、国または滋賀県との均衡を図るため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、旅行を内国旅行、国内旅行ですね、と外国旅行に区別しております。また、旅費の種類の改正といたしまして、日当、食卓料を廃止いたしまして、旅行中の夜数、夜の数に応じた定額で支給する旅行雑費に改正しております。１夜当たり市長及び議会議員は２，８００円、一般職は２，４００円となっております。宿泊料の改正といたしまして、市長等及び議会議員につきましては、甲地方につきましては１万３，１００円を１万８，７００円に、乙地方につきましては１万１，８００円を１万３，０００円に、一般職につきましては、甲地方を、１万９００円を１万５，６００円、乙地方、９，８００円を１万８００円とするものでございます。

施行日につきましては、令和８年４月１日でございます。

以上議第２４号のご説明とさせていただきます。

○委員長（東郷克己）　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第２４号について、委員間の討議を行います。

討議はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りします。

議第２４号野洲市職員等の旅費に関する条例及び野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例は、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○委員長（東郷克己）　挙手全員であります。よって、議第２４号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第２６号野洲市中主Ｂ＆Ｇ海洋センター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議第２６号について関係部の説明を求めます。

お願いします。

○市民部次長（文化スポーツ担当）（吉川一仁）　市民部、吉川です。よろしくお願いします。

議第２６号野洲市中主Ｂ＆Ｇ海洋センター条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案書は５８ページから６０ページをお願いいたします。

本議案は野洲市中主Ｂ＆Ｇ海洋センターのプールを令和８年３月３１日をもって閉鎖するため、野洲市中主Ｂ＆Ｇ海洋センター条例の施設からプールを削除し、野洲市使用料条例からプールの使用料の規定を削除するものです。また、併せて文言の修正を行わさせていただきます。

なお本条例は令和８年４月１日から施行いたします。

以上、議第２６号の説明とさせていただきます。

○委員長（東郷克己）　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

工藤委員。

○委員（工藤義明）　この２６号のＢＧプールについてですが、先ほどの分科会の中でも一部発言といいますか、回答がありましたが、利用者が少しずつ減ってきたということの報告がありました。しかし、このプールはもう既に、この議会でなくてさきの議会でもう解体というのは決定されているわけですけども、このプールが廃止されたのも行革の中の一つだというふうに、これは思っていますが、このプールをたくさんの方が利用していたというところで、市民の方、不満といいますか、問題を出されているわけです。そうした中で、こういう文言だけの変更ということで、このＢＧプールがやり玉に上がりまして廃止というふうになっているわけですけども、こういった行革の中での廃止ということには、素直に私どもは賛成ができるようなことにならざるを得ないと言いますか、賛成できない

というような部分がございます。質疑という形にはなりませんけども、このＢＧプールについては、私どもは将来的にも、本来であればもっとプールを利用できるような状態を本当は保つべきだと。それは小学校でも、この野洲小学校を参考にしていけば、プールがなくなっていく、全て村田さんといいますか、温水プール、あちらを利用ということになっているわけですけども、こういった行革の進め方ということについては賛同ができないというふうに思うことを、意見として申し上げたいと。

以上です。

○委員長（東郷克己）　工藤委員、今は質疑の時間でありますので、今申されたことをおっしゃるのであれば、これは討議のときに意見表明をされればよいことであって、今はちょっと発言の場面が違うかなと思いますので、以後気をつけていただきたいと思います。

○委員（工藤義明）　分かりました。そしたら討議のときに。

○委員長（東郷克己）　他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第２６号について、委員間の討議を行います。

討議はございませんか。

工藤委員。

○委員（工藤義明）　先ほどは失礼いたしました。私がここで発言したいのは、先ほど申し上げましたように、プールについては本当にこの野洲市から、子どもさんたち等を中心に、便利な利用というのが本当にこの野洲市からなくなっていっています。こういった中での海洋センターの中止が決められているわけですけども、こういったこと、これは行革の一環の中でやられたというふうに聞いておりますが、このようなことを今後も続くようでは、私は野洲市民にとっては不便なことばかりが起こるというふうに思っています。こういった意見についての、議員さんの他の方の意見もお聞きしたいところです。

○委員長（東郷克己）　他に討議はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　討議はないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いた

しました。

これより採決いたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第２６号野洲市中主Ｂ＆Ｇ海洋センター条例の一部を改正する条例は、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（東郷克己）　ありがとうございます。挙手多数であります。よって、議第２６号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第３２号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議第３２号について、関係部の説明を求めます。

お願いします。

○市民部次長（磯口みのり）　市民部、磯口です。

議第３２号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書は８１ページから８４ページをご覧ください。

本議案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の定める基準に従い、各市町村が条例で額を定めている本条例について、今般、当該基準政令が改正されたことに伴い、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を引き上げるなど、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和８年４月１日から施行し、政令で示されているものと同様の経過措置を設けます。

以上、議第３２号の説明とさせていただきます。

○委員長（東郷克己）　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第３２号について、委員間の討議を行います。

討議はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第３２号野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、本委員会として、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（東郷克己）　挙手全員であります。よって、議第３２号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第３５号事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）を議題といたします。

議第３５号について、関係部の説明を求めます。

お願いします。

○市民部次長（文化スポーツ担当）（吉川一仁）　市民部、吉川です。よろしくお願いします。

議第３５号事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）についてご説明させていただきます。

議案書は８９ページから９０ページ、議案関係資料は６ページから７ページをお願いいたします。

本議案は、野洲市余熱利用施設整備運営事業契約について、本事業契約第７０条の規定に基づきまして、維持管理業務、運営業務及びその他の業務の物価変動によりまして３，４２６万５，３７５円を増額するものとして、契約の相手方である野洲すいむ８ＮＥＸＴ－ＰＦＩ株式会社と契約額を２７億５，７３７万３，４８６円に変更することにつきまして、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第１２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議第３５号の説明とさせていただきます。

○委員長（東郷克己）　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第３５号について委員間の討議を行います。

討議はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第３５号事業契約の変更について、野洲市余熱利用施設整備運営事業は、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（東郷克己）　挙手全員であります。よって、議第３５号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第３６号第２次野洲市総合計画後期基本計画の策定についてを議題といたします。

議第３６号について、関係部の説明を求めます。

どうぞ。

○政策調整部次長（松井健作）　政策調整部、松井でございます。

では、議第３６号第２次野洲市総合計画後期基本計画の策定についてご説明申し上げます。

議案書は９１ページ、９２ページ、資料については、別添のほうでつけさせていただいてございます。

本議案につきましては、総合的かつ計画的なまちづくりを行うための市の最上位計画であります第２次野洲市総合計画につきまして、前期基本計画が今年度で終了することから、来年度から５年間を計画期間とする後期基本計画を定めるとともに、基本構想の中の土地利用構想図について、今年度編入されます見込みであります新たな市街化区域を既存市街地として反映し、基本構想の一部改訂を行うため、野洲市議会基本条例第１１条第１号の規定に基づきまして、議決を求めることでございます。

以上、第３６号の説明といたします。

○委員長（東郷克己）　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

工藤委員。

○委員（工藤義明）　委員長、この全般でいいんですよね。中身は。

最初に質問させていただきます。別紙資料のページ、１０ページでお願いします。ここの小項目の丸がついているところの４点目、文化芸術についてはということがここに書かれております。これから５年間にわたる方針がここで出されるわけですが、文化芸術で、この鑑賞ということで聞きますが、これは文化ホールとの関係もあるわけですけども、市民の団体が催しものをされるための文化芸術というところでの鑑賞できるスペースというのは、どういうふうな、将来的な考えを持っておられるのかをお聞きしたい。

例えば３００人規模とか、小ホールでしたら３００人ですか、大ホールでしたら、例えば１，０００人、２，０００人とか、そういったところのことを聞きたいということでお願いをします。

○委員長（東郷克己）　お願いします。

○市民部次長（文化スポーツ担当）（吉川一仁）　市民部、吉川です。

まず、駅前の文化ホールにつきましては、今、閉館ということで休止させていただいています。小劇場のほうは、駅前の整備構想、こちらは３案という形で検討の中において、その方針が確定するまでの間は小劇場をということで、今運営をさせていただいています。小劇場で今、３００人規模というスペースになっておりますので、現状の施設を検討する中におきましては、小劇場の中心に鑑賞の場、あるいは市民さんの発表の場ということで、ご活用いただきたいなと思っております。その後につきましては、特に駅前の整備につきましては、今、文化ホールの改修、アリーナというような構想と、小劇場、新小劇場というような３案がありますので、その検討の中でになりますので、小劇場という位置づけに

なりますと、３００から５００人程度で、ホールとなりますと１，０００人規模というような、席数についてはそういうような形になると思いますが、ちょっと駅前の整備構想と併せての検討となってきますので、将来的にどれを確定したものではございませんけれども、席数でいうとそういう考え方になるかなと思っています。

○委員長（東郷克己）　工藤委員。

○委員（工藤義明）　３００人程度の鑑賞していただく人たちのものと、もう少し大がかりな催しというのも現実にこの野洲市では行われてきました。それで、今、大変答えにくいし、私らも質問しにくい部分というのはありますけども、駅前に３案というのが出てて、これから議論をしていく中ではございますけども、現実に１，０００人規模の人を集めてコンサート、コンサートと言いますかね。この３月に行われる吹奏楽団なんかが一番大きい規模かなというふうに思いますけど、そういった方々が、今この野洲で披露することができないということで、他の市、他のところで会場を借りて運営をされています。ですから、そういう規模というのが非常に大事だと思うんです。ですから、こういったことも今後考えていけるのかどうかという点と、例えば他市、隣の守山とか栗東あたりの会場を借りるのに、また費用が発生するんですが、そういった兼ね合いでの……。

○委員長（東郷克己）　工藤委員、すいません。今の議題は総合計画という最上位計画についての議論でありますので、個別具体のものは下位計画があったり、今おっしゃっているようなことは、さらにもっと具体の検討の議論なので、総合計画というのは最上位であるがゆえに極めて抽象のものであって、こういう方針でいきますというのを記すようなものでありますので、そこの部分の議論であればよいと思うんですけれども、具体の人数がどうとかというのは、ちょっとここの議論とは違うのではないかなと思っておりますので、ちょっと踏まえてご質問、質疑をいただきたいと思います。

○委員（工藤義明）　委員長からの、今、指摘がございましたが、私はこの上位計画であろうと、各項目を積み上げたものが１つの大きな方針になるわけですから、やはり疑問点、質問したい点は質問をすべきだということで捉えております。ですから、先ほど質問したことについて、答えてもらった以上の答えは返ってこないかと思いますけども、今質問したということだけは、今回の議事録に残していただきたいというふうに思います。

この件は以上です。

○委員長（東郷克己）　他に質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第３６号について、委員間の討議を行います。

討議はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第３６号第２次野洲市総合計画後期基本計画の策定については、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（東郷克己）　挙手多数であります。よって、議第３６号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第３７号第５次野洲市人権施策基本計画の策定についてを議題といたします。

議第３７号について、関係部の説明を求めます。

お願いします。

○総務部次長（井狩　勝）　総務部、井狩でございます。

それでは、議第３７号第５次野洲市人権施策基本計画の策定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては９３ページ、９４ページでございます。あと、資料といたしましては、別冊になっております。

本議案につきましては、第４次人権施策基本計画が令和７年度で終期を迎えることから、野洲市まちづくり基本条例及び野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例を具現化する５年間を１期とする人権施策の基本計画として、社会情勢の変化や新たな人権課題へ対応するため、地域、家庭、学校、職域における多様な人権啓発活動や施策の方向性を明確にし、全ての人が尊厳を持って生きられる社会づくりを総合的に推進することを目的として策定

するもので、野洲市議会基本条例第１条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本計画期間につきましては、令和８年度から令和１２年度までの５年間でございます。

以上、議第３７号のご説明とさせていただきます。

○委員長（東郷克己）　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第３７号について、委員間の討議を行います。

討議はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第３７号第５次野洲市人権施策基本計画の策定については、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（東郷克己）　挙手全員であります。よって、議第３７号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員会報告書の作成につきましては、私に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　ご異議なしと認めます。よって、私に一任いただくことに決しま

した。

次に、次第４、閉会中の継続審査または調査に付すべき事件についてですが、何か申出すべき案件はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（東郷克己）　ないようですので、これをもって日程の全てを終了いたします。

以上をもって総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。（午前１１時４５分閉会）